省　令

○総務省令第九十八号

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十五号）の施行に伴い、並びに地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第三項の規定に基づき、地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月十九日

総務大臣　山本　早苗

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の五第一項第五号中「職員と同居している」を削り、「次に掲げる者」の次に「（口に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年一月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の地方公務員災害補償法施行規則第一条の五第一項第五号の規定は、平成二十九年一月一日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

○国土交通省令第八十二号

道路運送法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百号）の施行に伴い、並びに道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第七条第三号及び第五号、第四十三条の二第三項、第四十三条の十三第二項、第四十三条の十四第一項、第四十三条の十五第五項及び第六項並びに第四十三条の十六の規定に基づき、並びに同法を実施するため、道路運送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

道路運送法施行規則の一部を改正する省令

道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の二　旅客自動車運送適正化事業実施機関（第三十四条―第三十五条）」を「第二章の二　民間団体等による旅客自動車運送の適正化に関する事業（第三十四条の六）　第二節　一般貸切旅客自動車運送適正化機関の特則（第三十四条の七―第三十五条）」に改める。

第七条を次のように改める。

（法第七条第三号の国土交通省令で定めるもの等）

第七条　法第七条第三号に規定する許可を受けようとする者の親会社等は、次に掲げる者とする。

一　許可を受けようとする者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者

二　許可を受けようとする者（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下この条において同じ。）である場合に限る。）の資本金の二分の一を超える額を出資している者

三　許可を受けようとする者の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

2　法第七条第三号の国土交通省令で定める許可を受けようとする者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

一　許可を受けようとする者の親会社等（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者

二　許可を受けようとする者（持分会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者

三　事業の方針の決定に関する許可を受けようとする者の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

3　法第七条第三号の国土交通省令で定める許可を受けようとする者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

一　許可を受けようとする者（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者

二　許可を受けようとする者（持分会社である場合に限る。）が資本金の二分の一を超える額を出資している者

三　事業の方針の決定に関する許可を受けようとする者の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

4　法第七条第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する法人は、許可を受けようとする者の意思決定に関与し、又は許可を受けようとする者若しくは許可を受けようとする者の親会社等が意思決定に関与している法人とする。

第七条の次に次の一条を加える。

（聴聞決定予定日の通知）

第七条の二　法第七条第五号の規定による通知をするときは、法第九十四条第四項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第二章の二の章名を次のように改める。

第二章の二　民間団体等による旅客自動車運送の適正化に関する事業

第二章の二中第三十四条の前に次の節名を付する。

第一節　旅客自動車運送適正化事業実施機関

第三十四条を削り、第三十四条の二を第三十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（適正化機関の名称等の変更の届出）

第三十四条の二　適正化機関は、法第四十三条の二第三項の規定による届出をしようとするときは、変更しようとする事項及び期日を記載した届出書を地方運輸局長に提出しなければならない。

第三十四条の五中「適正化機関」の下に「（一般貸切旅客自動車運送適正化機関を除く。）」を加え、同条第一号中「までに（」の下に「法第四十三条の二第一項の」を加える。

第二章の二中第三十四条の六の次に次の一節を加える。

第二節　一般貸切旅客自動車運送適正化機関の特則

（一般貸切旅客自動車運送適正化機関の指定の申請）

第三十四条の七　一般貸切旅客自動車運送適正化機関の指定を申請しようとするときの第三十四条第一項の申請書には、同条第二項に掲げる書類のほか、法第四十三条の十一第五号に該当しない旨を証する書類を添付しなければならない。

（一般貸切旅客自動車運送適正化事業規程で定めるべき事項）

第三十四条の八　法第四十三条の十三第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　一般貸切旅客自動車運送適正化事業を行う時間及び休日に関する事項

二　一般貸切旅客自動車運送適正化事業を行う事務所に関する事項

三　一般貸切旅客自動車運送適正化事業の実施の方法に関する事項

四　一般貸切旅客自動車運送適正化事業に関する書類の管理に関する事項

五　その他一般貸切旅客自動車運送適正化事業の実施に関し必要な事項

（一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画等）

第三十四条の九　一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、法第四十三条の十四第一項の規定により事業計画、収支予算及び資金計画の認可を受けようとするときは、その事業計画、収支予算及び資金計画を記載した申請書を毎事業年度開始の日の十五日前までに（法第四十三条の二第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、地方運輸局長に提出しなければならない。

2　一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、法第四十三条の十四第一項の規定により事業計画、収支予算又は資金計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。